高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産税減額申請書

令和　　年　　月　　日

城里町長　　様

納税義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	印
	電話番号	

城里町税条例附則第10条の3第8項の規定により、次のとおり申告します。

1. 申告に係る家屋の概要

所在	城里町大字			
家屋番号			種類	
床面積	㎡		居住部分の床面積	㎡
建築年月日	平成　　年　　月　　日		登記年月日	平成　　年　　月　　日
居住者	住所	城里町大字		
	氏名			
	申告区分	☐ 65 歳 以 上　☐ 要介護認定又は要支援認定　☐ 障 害 者		
改修工事が完了した年月日	令和　　年　　月　　日		改修工事に要した費用	円
補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額			円	
改修工事の内容	☐ 通路の拡幅　☐ 階段の勾配緩和　☐ 浴室の改良　☐ 便所の改良 ☐ 手すりの設置　☐ 段差の解消　☐ ドアの改良　☐ 床の滑り止め			
高齢者等居住改修が完了して3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由				

2. 添付書類　　裏面参照

～　高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産税の減額を申告する方へ　～

1 減額適用要件

① 新築された日から10年以上を経過した住宅（賃家は除く）であること
（併用住宅は居住部分が床面積の2分の1以上である建物）

② 平成19年4月1日から令和8年3月31日までの間に、補助金等を除く自己負担額が50万円以上のバリアフリー改修工事が実施されたものであること

③ 改修工事が次のいずれかに該当すること
- 通路の拡幅（出入り口を含む）
- 階段の勾配の緩和
- 浴室の改良
- 便所の改良
- 手すりの設置
- 段差の解消
- ドアの改良（ドアノブのレバーハンドル化等）
- 床の滑り止め

④ 次のいずれかの方がお住まいであること
- 65歳以上の方
- 要介護認定又は要支援認定を受けた方
- 地方税法施行令第7条に規定された障害者・戦傷病者の方

2 減額の内容

改修工事が完了した日の翌年度に限り固定資産税が減額されます。

3 減額の適用範囲

① 床面積が100㎡以下の住宅　　住宅の固定資産税額の3分の1
② 床面積が100㎡以上の住宅　　住宅100㎡分の固定資産税額の3分の1

4 減額の申告

改修後3ヶ月以内に「高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産税減額申告書」を、添付書類と一緒に提出してください。

5 添付書類

① 納税義務者の住民票の写し（城里町外に居住している場合）

② 居住者を確認できる次のいずれかの書類
65歳未満の方のみ
- 介護保険証の写し　　→ 要介護又は要支援の認定を受けている方
- 障害者手帳等の写し　　→ 障害者又は戦傷病者の方

③ 改修工事の明細書、改修箇所の工事前・工事後の写真、工事費用の領収書

④ 補助金等の交付、又は住宅改修費の給付の決定を受けた場合には、そのことを確認できる書類

6 留意事項

① この減額措置は、新築・耐震改修の減額措置と同じ期間に重複して受けることはできません。

② 介護保険法に基づく住宅改修費の支給や城里町の住宅改善費用の助成を受けようとする方は、事前に申請が必要になります。

③ バリアフリー改修工事をローン等で実施したときの所得税の軽減措置については、申告先の税務署にお問い合わせ下さい。

④ 改修後3ヶ月以内に申告書を提出できなかった時は、その理由を申告書に記載してください。

7 お問い合わせ先

〒 311-4391　　茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428-25
城里町役場　税務課　固定資産税係
TEL　029-288-3111　　（内線122、124）
FAX　029-288-5955